

東京都板橋区後期高齢者医療制度はり、きゅう、マッサージ・指圧施術費助成事業実施要綱

平成26年1月16日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が、はり、きゅう及びマッサージ・指圧の施術（以下「施術」という。）を割引料金で受けるため必要な事項を定め、もって高齢者の健康を保持し、快適な日常生活の維持向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 割引券の交付対象者は、次の各号の要件をすべて備えた者とする。

- (1) 区内に住所を有し、後期高齢者医療制度に加入している者。ただし、同じ年度に国民健康保険はり、きゅう、マッサージ・指圧施術費助成事業の割引券の交付を受けていないこと。
- (2) 保険料を滞納していない者。ただし、新規加入者は、それまで加入していた保険の保険料を滞納していないこと。

(利用料金)

第3条 この事業の利用者の自己負担は、1回1,000円とする。

(交付枚数)

第4条 割引券の交付枚数は、一人につき年度内7枚とする。

(交付申込)

第5条 割引券の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかにより、区長に申込をするものとする。この場合において、次条に規定する割引券の送付先として住所地以外を指定することはできない。

- (1) 申込書（別記第1号様式）による申込
- (2) 電子情報処理組織による申込（この場合は、東京都板橋区長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年東京都板橋区規則第1号）の規定を準用して行うものとする。）
- (3) 申込書（別記第2号様式）による後期高齢医療制度課窓口での申込

2 申込期間は、当該年度4月1日から、前項第1号及び2号については2月末日まで、第3号については3月末日までとする。

(認定及び交付)

第6条 区長は、前条第1項第1号及び第2号による申込みを受理したときは、その資格要件を審査し、認定した対象者に割引券を郵送により交付し、同項第3号により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他の後期高齢者医療保険の被保険者であることを確認することができ

る書面を提示し申込みをしたときは、資格要件を審査し、認定した対象者（以下「利用者」という。）に割引券を直接交付する。

- 2 区長は、不交付の決定をした場合は、前条第1項第1号及び第3号による申込みをした者にあつては、割引券を交付できない旨の通知書（別記第3号様式）により通知し、同項第2号による申込みをした者にあつては、電子情報処理組織により割引券を交付できない旨通知する。

（利用方法及び利用期間）

第7条 利用者は、区が別に指定する区内施術所において、割引券1枚につき一人1回の施術を受けることができる。ただし、利用者の事情により、出張にかかる経費を自己負担して出張施術を受けることを妨げない。なお、利用期間は当該年度4月1日から3月末日までとする。

（認定の取消）

第8条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、割引券の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により割引券の交付を受けたとき。
- (2) 割引券を不正に使用したとき。
- (3) 割引券を無断で他人に譲渡したとき。
- (4) その他区長が利用を不相当と認めたとき。

- 2 利用者は、前項の規定により割引券の交付決定を取り消されたときは、割引券を区長に返納しなければならない。

（費用の弁償）

第9条 区長は、前条第1項の規定により割引券の交付決定を取り消した場合で、利用者が既に施術を受けたときは、施術に係る対価のうち、割引券で賄われた費用について、利用者に弁償させることができる。

（事業の委託）

第10条 区長は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に定める免許を受けた施術者の団体に、施術の割引券取扱を委託する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。